

輸出品物販売場制度 リファンド方式に関するQ&A

- 対象者

	カテゴリ	質問	回答
1	船舶・乗員の免税手続	リファンド方式では、乗員上陸許可書と船舶観光上陸許可で入国された方の手続はどのように行えばよいでしょうか。	リファンド方式では、乗員上陸許可書、船舶観光上陸許可のいずれの場合も、旅券（パスポート）の確認が必要となります（※1）。 購入記録情報に設定すべき内容については、図1をご参照ください。 （※1）船舶観光上陸許可の場合は許可書に貼付された旅券のコピー
2	日本人の免税手続	リファンド方式では、日本人一時帰国者の確認手続はどのような変更がありますか。	日本人一時帰国者の免税対象者確認については、以下3点が変更となりました。 ①証明書類としてマイナンバーカードを追加 ②在留証明／戸籍の附票の写しの本籍の記載が不要に ③購入記録情報の入力項目は証明書類の種類と国外転出日等のみに簡素化 ※発給年月日（最終入国日から6か月以内作成）等の確認事項については変更なし
3	日本人の書類保管	これまで、日本人一時帰国者の確認書類はコピーを取って保管していました。リファンド方式移行後はどのように対応すればよいでしょうか。	リファンド方式では、確認書類の写しを保存する必要はありません。 なお、購入記録情報に「証明書類の種類」及び「国外転出日又は国外定住日」の2項目を入力し、国税庁に送信します。

<図1>

許可書の種類	氏名・国籍・生年月日・旅券等の番号	上陸許可年月日
乗員上陸許可書	旅券に記載された情報	乗員上陸許可書に記載された情報
船舶観光上陸書 （旅券のコピー有）	旅券のコピーに記載された情報	船舶観光上陸書に記載された情報